

平成 21 年度第 24 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 21 年 12 月 22 日（火）15 時 37 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第一特別会議室

○峰崎財務大臣

それでは、記者会見を開きます。最初に、起草会合については、最終的な文案で議論をしました。昨日の起草会合で出ていた修正点が 3 点ありましたので、その修文を行いました。その修文というのは本質的な問題ではなく、文言上の問題の修文でございました。

その後、起草委員会は渡辺副大臣の司会の下で行われましたが、古本政務官及び小川政務官の方から、いまだにペンディングになっていた項目、扶養控除等の問題、暫定税率の問題、たばこ税の問題、地球温暖化対策税の問題、A 重油の問題、一人オーナー会社課税の問題、運輸事業振興助成交付金あるいは郵貯・簡保が郵便局に支払う消費税の非課税要望等、これら残っていた問題点について、文章化したものを第 3 章、第 4 章で整理を行ったということでございまして、一応それらすべての点については御了承をいただいたということでございます。

文言上の若干のやりとりはございましたけれども、中身的には一応終わったということで、かなり時間が伸びたのは、やや感想めいたお話なり、あるいは問題提起なりがございまして、最後に私の方で起草会合に入る前に税制調査会、今日が最後になりそうでございますが、この間の 24 回にわたる税調の会合の在り方も、いろいろ反省点があれば是非メモにして、次回年明けでいいですから出していただければという要望も出しておきました。

とりあえず私の方からは以上でございます。

それでは、皆さんから御質問をお受けいたします。

○記者

今回の税制改正で全体の増減税は、大体わかる範囲でどれくらいですか。

○峰崎財務副大臣

まず国税の方から申し上げたいと思いますが、今回の大綱による国の税収への影響は平年度で 5,000 億円程度の増収になると見込んでいます。一方、初年度である平成 22 年度では 400 億円程度の減収になると見込んでおります。

具体的に数字を申し上げますと、租特の廃止、縮減で平年度は 1,000 億円程度の増収。初年度は 700 億円程度の増収。

一人オーナー課税の廃止について、これは減収が新たに加わったのです。これで平年度は 700 億円程度で、初年度も 700 億円程度であります。そのために租特の縮減、廃止によって 700 億円程度初年度はプラスになると思っていたのですが、一人オーナー会社課税を廃止いたしますと、ちょうど増減収ゼロになります。

一般扶養控除の年少分の廃止で平年度は 5,200 億円程度の増収。初年度は御存じのように再来年の 1 月から 3 月までですから、800 億円程度の増収。

特定扶養控除の見直しは平年度 1,000 億円程度で、初年度はバーが付いております。

自動車重量税の見直しについては、平年度は 1,700 億円程度の減収、初年度も 1,700 億円程度の減収。

たばこ税の税率引き上げは平年度 1,200 億円程度の増収で、初年度は 500 億円程度の増収。

その他が平年度 1,000 億の減収。初年度は 100 億円程度の減収。

合計すると平年度は 5,000 億円程度の増収で、初年度は 400 億円程度の減収という状況になります。

地方税をお願いします。

○渡辺総務副大臣

ざっと申し上げますと、初年度は地方税で増収が 300 億円程度、平年度で増収が 4,800 億円程度でございます。

○峰崎財務副大臣

念のため、増減収見込み額は現時点の見込みでございまして、十分な精査をしなければいけないということは、ちょっと前提条件で言い忘れましたので申し添えます。

○記者

峰崎副大臣に改めて、これまでの長い議論を進行されてきた役回りとしての御感想と、今後残された課題についての御所見を改めていただきたいのですが。

○峰崎財務副大臣

24 回という大変長い時間をかけて議論をしてきたわけですが、マスコミの皆さん方にフルオープンにしながら議論をして、率直な意見交換が十分にできたと思っておりますが、国民の皆さん方がどういうふうに今度の税制改正を御覧になれるか。問題はやはり改正の中身ですね。最終的に閣議決定された後に、それぞれの大臣が記者会見をされるだろうと私は思いますけれども、私は、今回はやはり仕組みを変えたこと、透明度を高めたこと、そして中身の問題に関して言えば、やはり納税者の権利というものをどうやって高めていくか。そういう意味では番号制の問題とか、あるいは納税者権利憲章だとか、言ってみれば納税環境にある程度メスを入れることができたのかなと思っております。

もう一つは、意外に小さいかもしれないのですが、やはり所得税改革の第一歩を踏み出したのではないかと。つまり戦後のシャープ税制以来、大きな基幹税になっている所得税に、ある意味では初めて控除から手当へという転換の第一歩を踏み込んだのではないかと。これからは所得控除から税額控除、更には手当、給付へという大きな流れを、これからは民主党としてはマニフェストに掲げておりましたので、しっかりと改革に向けて実現できるのかなと思っております。

細かく言えばまだたくさんいろいろ指摘したい点がありますが、そういう点で我々なりに財源がない、あるいは非常に税収が非常に落ち込んでいるという中で、本当はもっと切り込まなければいけない点がたくさんあったと思うのですが、中小企業の方々はやはりしっかりと支えていこうではないか、あるいは環境問題についてはしっかり税制上は支えていこうではないか。こういう配慮をしながら、しかし、そうは言っても租税特別措置についてもきちんとしたふりをして、基準を設けてある程度縮減には切り込めたのかなど。

しかし、まだまだ足りません。古い自由民主党の時代にはこの租税特別措置が、やはり政権の基盤をある意味でつくっていたという要素もございますので、そういうところにメスを、とりあえず第一歩を入れてきた。また、入れる武器、租税特別措置透明化法を来年春に通していただければ、それに基づきながら更に公平・透明・納得という我々の税制改正が実現できるのではないかなと思っています。少し長くなりましたけれども、私自身はそう思っています。

○記者

暫定税率の廃止の件で確認させていただきたいのですが、これは、先ほどの古本政務官の御説明だと、揮発油税法で規定されている、いわゆる本則部分というのはそのままという理解でよろしいのですか。

○古本財務大臣政務官

揮発油税も軽油引取税も、油に関連する分については、本則税率は何もいじりません。法律に記載のとおりであります。先般、新税創設という報道ぶりがございますが、これは我々の若干この間の説明不足の反省をしつつ申し上げれば、新税ではないということでございます。本則税率はそのままです。

他方で、租税の水準を維持することに、何とか国民の皆様の御理解をいただくことを、来年の国会あるいはそれぞれのこれからの地元の活動でみんなやっていくことになるだろうと思うのですけれども、そうすると何を根拠に、現在、約 24 円 30 銭のこれに乗せていくかという根拠になると思うのですが、これはやはり地球環境、CO<sub>2</sub>温暖化対策といういろんな気運が今高まってきておりますので、総理もCOP15から帰国された直後の御判断であったわけでありまして、環境を意識した課税ということ。要するにガソリンはCO<sub>2</sub>を出しますので、そのことを配慮してというのは、要するに消費を抑制するニュアンスでの、1つの環境という要素は大きいと思います。

もう一つは、これは率直に言って、急激な減収に伴う財政の危機的状況の中で、何とか御理解いただけないだろうかということがおそらく根拠になってくると思います。

現在、揮発油税に関しては租税特別措置法の第 89 条で入っております。これはなんと書いてあるかということ、揮発油税法第 4 条に定めるリッター 24 円 30 銭については、別途この金額にするという租特を設けるということです。これは租税特別措置におそらくなくなるのだと思います。新税ではありません。

○記者

期限については、今まで10年間だったものをやめて、当面の間ということで、つまり期限の定めのない租特にするという理解でよろしいですか。

○古本財務大臣政務官

これは確かに、期限の定めのないように見える部分もあるかもしれませんが、これは次なる地球環境税全体、温暖化対策税全体を23年に議論していくということも併せて明記いたしますので、それまでの間という、実質的には暫定的な特別税率を設けるという感じだと思います。

○峰崎財務副大臣

大綱の文言上は、当分の間と書いてあります。

○記者

租特で2つ、1つは小川政務官に、地方税の方の租特だけの増減というか、数字があればお願いしたいのと、あと峰崎副大臣に、確かマニフェストでは、4年間で1兆円出たと思うのですが、このケースだと難しいかなと思うのですが、その辺、どのようにとらえていらっしゃるでしょうか。

○峰崎財務副大臣

4年間で、確かに1兆円近い租税特別措置に切り込みを図ろうではないかということでございます。

財政的な目処、今年度は非常に少なかったのですが、これはやはり相当力を入れてやっていかなければいけないと思っております。決してこれは、では、1兆円をあきらめたのかといったら、あきらめておりません。

今年も古本政務官の大活躍によって、例のナフサの問題、これも地球環境温暖化対策税との絡みで、当然のことながら見直しになりますし、かなり厳しい、ある意味ではこれから切り込みを図っていかなければいけないと思っておりますので、是非それらの点について、初年度の状況というのは、私はやはり事業仕分けではないのですが、租特仕分けのような仕組みなども、これはこれから検討されてしかるべきかと、税理士さんとか、あるいは会計士さんとか、あるいはそれぞれの業界を分析しているエコノミストとか、そういう方々の協力を得ながら、本当に租税特別措置が要るのか、要らないのか。こういったことを、我々は、こういう平場で政治家が議論いたしました。勿論、政治家が議論するのはこれからもやるのですが、多分、その前提として、そういう専門家から見たときに、一体これはどういうところに問題があるのかといったようなことも、ある意味では租特透明化法の結果も出てまいりますし、それらも含めて、この中身をしっかりと精査をしていこうということは、姿勢としては、これからも持ち続けていこうと思っております。

○小川総務大臣政務官

地方税の見直しの状況でありますけれども、大体全体で300項目ですが、2、3年

で期限が来ますから、今年見直したのが 90 項目です。廃止が 32、条件付きの廃止が 15、計 47、5 割以上の廃止を前提に見直しをいたしました。

この結果、増収要因が 82 億であります。一方、新設項目が 2 つ、拡充が 6 項目、これによる減収要因が 37 億であります。都合 45 億の増収要因ということでございます。

○記者

項目数がわかれば教えてください。

○峰崎財務副大臣

全体で租特は、国税 310 項目ですが、政策税制措置というふうに限りますと、241 項目ということで、今後 4 年間でこの見直しをいたしますが、81 項目を今回は検討の対象といたしました。

半分強に当たる 41 項目については、廃止・縮減を行うことにいたしました。廃止は 12 項目です。縮減は 29 項目です。

○記者

扶養控除のところで確認したいのですが、所得税は 23 年の 1 月からで、住民税は 24 年の 6 月からということでよろしいでしょうか。

○峰崎財務副大臣

所得税に関してはそれでいいです。

○小川総務大臣政務官

間違いありません。

○記者

もう一点確認したいのですが、子ども手当とか、高校無償化との差引で、今回、扶養控除を見直すことで、負担増になる人というのは 1 人もいないという考え方でよろしいでしょうか。

○峰崎財務副大臣

まず、15 歳以下の扶養控除を廃止することについて、子ども手当との関係で言うと、これは負担増は 1 人もいないと思います。

それから、16、17、18 歳のところは、所得税に関して言えば、まさに文部科学省の副大臣が提起されましたので、これについては、所得税と 12 万円との間の差で言えば、全部 12 万円の方が大きいですから、所得税についてはそうですが、住民税を加えるとどうなるかということについての積算は、まだ正確にはしておりませんので、もしかするとそここのところで、16 歳から 18 歳までの間については、住民税を加えると、ちょっと増える人が 12 万円よりも上回る人が出るかもしれませんけれども、そこら辺をちょっと。

○渡辺総務副大臣

例えば高校中退をして、高校の無償化の恩恵を受けられない人の世帯、そこに対しては、やはりどうするのかという問題点を、先ほど少し議論をしたのですが残ってい

と思います。そこについては、やはり何かきめの細かい政策で、やはりそれが負担にならないように、さらなる就学を支援するのか、あるいは何か職を手付けて、勤労するようにもっていくのか、インセンティブを与えるのか、そういう形での、これはさらなる制度設計は国もしくは地方で必要になってくるだろうと思います。

今、年間で、やっぱり何万人かの高校中退者がいるわけです。そういう世帯に対する配慮をどうするかというのは当然残ると思います。

○記者

暫定税率のことですが、結論としては暫定税率をやめて、新しい暫定税率のようなものを入れるという結論になっているのかと思うのですが、こういった議論は税調の中ではされていなくて、税調の平場が終わってから、小沢幹事長がまとめた党の要望の中に入っていたものが急に出てきて、それが最終的な結論になったということですが、この過程については、どのようにお考えですか。

○峰崎財務副大臣

そんなことはないですよ。いわゆる暫定税率の扱いをどうするかというときに、どこかの新聞社が名称は変わるということだけを報道したことがありますね。そういう議論はしているのです。つまり10年にわたる暫定税率というのはもうなくなると。そして新しいものはどうなるのですかとといったときに、それは揮発油税の特別税率分ですという議論はしてきました。それを全部下げるのですかとか、下げないのですかとか、そういう議論も実は当然のことながら、5円下げる案だとか、いろんな案を議論していますから、突然どこからか言われて出てきたものではなくて、それらの議論を全部した上で、我々はマニフェスト項目ということで、いろんな意見を付して、選択肢を付しながら、国家戦略局で取り扱う項目として、最後に投げた。これが経過ですから、ここで全然議論しなかったことが突然投げられたということではないのです。これだけは言うておきます。

○古本財務大臣政務官

もう一点、今の副大臣のお話に尽きているのですけれども、暫定税率というのは、昭和49年に創設されたときの当初の目的は、オイルショックのときの燃料消費抑制目的だったのです。燃料消費抑制は実はあまり効果がなくて、高度成長期で、しかもガソリン以外に代替がききませんでしたので、高くても人々はガソリンを買ったわけです。

資源エネルギー庁のデータなどを調べればわかりますけれども、全体では増えています。消費量は減らなかったのです。結果、しつらえを変えたのです。要するに、しつらえをそのままに趣旨を変えたのです。つまり、道路建設目的に変えたのです。近年では、地球環境を配慮した燃料抑制、よく我々がガソリン国会のときに下げると言ったら、地球を温かくしてどうするのだと叱られた経緯がありますね。ですから、一般財源化されている今日的には、実は今日提案し御了承いただいた特別税率を設けるということの根拠を、少なくとも道路建設目的ではないということは、いわゆる世間で皆様が理解いただいている道路

建設目的での道路特定財源を最果てなくかけ続けることには、一定のけじめがついたと思っております。勿論、課税の根拠については、これから国会の御議論、国民の皆様との対話で、いろんな理解をいただかなければならないのですけれども、いずれ燃料消費を抑制する一つの要素として、価格弾力性を認めるならば、これはある一定の燃料負担というものをいただくことによって、消費が若干抑制されるという部分は全く否定はできないんだろうということ、それから CO<sub>2</sub> の排出原因になっているということ、それと改めて財源として大変お願いしなくてはならない環境になっているという特別税率を設ける目的に、来年の国会できちんとやっていきますけれども、そういう整理になっているということです。

○記者

確認ですが、マニフェストでは暫定税率をなくすだけではなくて、ガソリンを安くするというところも内容になっていたと思うのですが、それは、今年は税収が減ったからできなかったけれども、4年間かけて最終的にやるべき目標として残っているのか、そこはまだなくなっていないのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

それは、後でトリガーの問題もありますけれども、いずれにしろ、これから地球温暖化対策税の議論が始まります。そうすると、そういう中で、いわゆる燃料課税がどうあるべきかという議論が始まりますから、そういう中でひとつ検討を加えていきたいということでございます。

それから、先ほどの特定扶養控除の数値のところですが、これは国税地方税合計でも6,000円ほどプラスになるということです。最高税率が40%でも。と申しますのは、御存じのように地方税の場合は税率が10%ですから、控除が幾ら下がるかということ12万円です。ということは、1万2,000円ですね。それからもう一つ、国税の方は25万円下がります。40%の最高税率をかけて10万円。そうすると10万円と11万2,000円ですから、それを約12万円から引くと、必ず高校授業料に関わる方についてはプラスになるということで、損することはありませんが、渡辺副大臣がおっしゃった、高校に行っておられない方々に対する対応というのは、当然出てくるということでございますので申し上げておきます。

○記者

一番初めに峰崎副大臣がおっしゃったことと重なるのですが、別の言い方で伺いたいの、今回自民党の税調というものを一元化した税調として変えて、初回の税調の論議がこれで大体終わったと。今までの自民党の税制論議を、こういうふうに変えられたということを一言で言うと、どういう形でおっしゃられるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

公開性・透明性じゃないですか。

○記者

それに尽きるわけですか。

○峰崎財務副大臣

もし尽きないものがあれば教えていただければと思うのですが、我々としてはできる限り透明性・公開性を求めたということでございます。

○記者

たばこ税の件ですが、平場の議論で、直前まで5円よりももう少しマイルドな数字での引上げ幅の議論が出ていたと思うのですが、それが結局こうなった理由を教えてください。

あと、将来的な引き上げも、今後視野に入れていくということですがけれども、それは具体的にどれぐらいの金額を検討されていらっしゃるのか。あと、増減要因として、平年度で1,200億プラスということですがけれども、その内訳、販売本数がどれぐらい減るであるとか、そういうところを教えてくださいませんか。

○峰崎財務副大臣

将来的な値段が幾らということについて合意していることはありませんし、おそらくたばこ禁煙議連の方々も、私のところに1,000円にすべきという要望などを上げてこられた方もございます。

5円になってきた経過は、率直に申し上げて、皆さんもお聞きになったことがあると思うのですが、600円だ、500円だというような議論をされる方もあったし、やはりそう簡単に単純に上げられても困りますという方もございました。

国民新党、あるいは社民党の方々も、1本10円という意見を私たちに内々に意見表明されておられました。そういう中で、ではどの辺りで折り合ったのか、これまた折り合ったというのも変な言い方ですが、1本5円、税収上は3円50銭ぐらいだと思いますけれども、そういうことでございます。

あと、税収の中身については古本政務官の方から数字の詳しいところがございますので、なぜ1,200億円かということをお説明させていただきます。

○古本財務大臣政務官

要は、値段によって売上げが落ちる係数があります。それは過去、1本1円の値上げでやってきた係数を少し当てはめながら、さりとて、過去にないK点越えになりますので、過去に1円しかやっていませんので、少し過去の見通しが必ずしも当たるかどうかということなのですけれども、400円の場合には、国税、地方税でそれぞれ合計の増収額が1,600億円くらいになるだろうという見込みでございます。

このうち、国の分が、たばこ特別税というものがあまして、これは固定されています。例の債務超過のところを回っているものでして、その分が売上げ減に伴っておそらく落ちるとお思いますので、その分をマイナスを立てて引き算をしますと、国の分が1,200億円ほどあるのですけれども、そこを引き算いたしますので、800億円ぐらいを見ています。地方分も同じく800億円ぐらいを見ています。それで、国の分の800億円のうち、交付税で25%が地方にまいられますので、実質、国に残るのは500億円ぐらいになろうかと思えます。

これが現在想定される税収ですけれども、これは平年度です。しかし、これは本当にやってみないとわからないです。ですから、過去の数字を当てはめて、少し見込んで、極めて粗い試算でございます。それで、落ち込みの数字の見込みでありますけれども、ざっくり言いますと、3割ぐらい落ちるのではないかというふうに見ております。

○記者

すみません。たばこでもう一点ですけれども、引き上げ開始時期が10月とあるのは、過去に上げていたのは7月だと思うのですが、これは参院選を意識されたのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

いえ、そうではなくて、過去やったことがないだけ的大幅な引き上げですから、それに対する対応策も非常に慎重にしていかなければいけませんし、そういう意味で、少し時間的な余裕を設けている、こういうことが大きいと思います。

○古本財務大臣政務官

若干補足しますと、マージンの計算等々も、最終的に財務大臣の認可事項になりますけれども、おそらく葉たばこ農家、小売の皆さんへの影響は大きいと思います。当然に過去の1円の値上げのときのような機械的な係数ではなく、いわゆる売上げの減少に伴う保障のようなものを相当慎重に、かつ綿密にやっていかなければならないと思っていまして、当然、告知期間も要るでしょうし、いろんなことを考えて10月という設定を考えてございます。

○記者

選挙は全く関係ないということでしょうか。

○古本財務大臣政務官

そうです。

○峰崎財務副大臣

全く関係しておりません。

○古本財務大臣政務官

とにかく、これは1円しかやったことがないものですから、なかなかK点越えだと思えます。時間がかかります。

○記者

先ほど、公開性、透明性という点で、自民党税調時代と変わったというおっしゃり方をされましたけれども、例えば一人オーナー会社課税が最終的に廃止となったり、特定扶養控除が一転、二転して、最終的には圧縮するといった決定過程については、少なからずわかりにくさも付きまತ್ತったと思うのですが、その点のところはいかがでしょうか。

○峰崎財務副大臣

今日、これから行う総務・財務の合同政策会議に出られていますね。そこで出てくる意見で、どれが一番多かったかわかりますか。

○記者

今までで、ですか。

○峰崎財務副大臣

今までで、です。

扶養控除の問題と、この一人オーナー課税の問題が一番大きいです。ですから、我々は決して、それは突然出てきたのではなくて、ずっと議論をしていって積み重ねて、いわゆる、この正規のメンバーも含めて、実はこの問題について、数を取ったらおそらく半々ぐらいかもしれないと、この内部において、私は直感的に思っていました。ですから、これは相当、やはりそういうものに対する根強い支持がある。これは当然のことながら、国会における、我々が廃止法案をつくって出してきた経過が参議院では2度ばかりあるのです。ですから、そういうことも含めて考えたときに、一体どうだろう。

それで、これは廃止をして、それから、改めてやる場合と、まずはいろんな議論を1年間やって廃止をするという2つの方法があったと思うのです。そういう意味で、私の脳裏にあったのは、このことによって租特が、先ほど申し上げたように、1兆円稼げというふうにマニフェスト上は書いていますけれども、決して私は、これは財源だけを意識したわけではありませんが、最終的には、最初の判断の中にはやはり財源の問題も非常に大きかった。ですから、そういう意味で、やはり私たち民主党の議員の中のこの問題に対する意識というものが相当強かった。いろんな要素はたくさんありますけれども、これが一番大きかったと私は思っています。

○記者

運輸事業振興助成交付金の継続の理由は、党の要望も踏まえてということもあると思うのですが、もう一度、改めて教えていただけますか。

○渡辺総務副大臣

これはそもそも、暫定税率が導入されたときにつくられた交付金制度という性格がございまして、当初、国土交通省の方から要望が出ていましたけれども、我々、暫定税率がなくなるものだと思って、これはなくそうという打ち返しをしていたのですが、最終的には暫定税率が維持をされたということで、そもそもの前提がなくなったということで、継続をするというような結論に至ったわけでございます。

○記者

先程のたばこ税の増収分で、確認ですけれども、いわゆる国と地方を合わせた増収分というものは1,600億円がいいのですか。

○古本財務大臣政務官

粗い試算ですけれども、平年度で1,600億円を見込んでいます。

ちなみに、これは例えば3円の場合の360円の時も1,600億円です。数字は変わりません。なぜならば、売上げが落ちるからです。

○記者

さきほど、控除から手当へということであったと思うのですが、一方で、今年は配偶者控除を廃止できなかつたりとか、扶養控除の成年部分も結局残つたりとか、そういう難しさもあるかなというふうに、控除の上に手当が乗ってしまったような感じもあるかと思うのですけれども、その辺の今年の評価と、来年以降、配偶者控除の廃止とか、大きく転換できるのかどうかという見通しをお聞かせください。

○峰崎財務副大臣

なかなか今回やってみて、成年扶養控除ですか、23歳から69歳までの分とか、おそらく配偶者控除の問題も手をつけるということとか、所得控除から税額控除、更には給付というふうに転換をしていくのに、今年の場合は実は子ども手当というものが非常に大きくのしかかってきたわけです。ですから、通常であれば、税額控除化でとめておくのか、更にそれを手当化するのか、あるいは将来は給付つき税額控除で税を払っていない方々に支給するのか。こういう3つの方向性があるわけです。

来年、また大きな問題が出てまいります。やはり、この所得税の中における控除主義、所得控除か、税額控除かは別にして、これに手をつけるということは、課税最低限がどう変化をするか。それが実は住民税のところ、更には社会保障給付、あるいは文科省の例えば奨学金の給付、そういうものに全部連動してくるといふ、日本の社会保障体系の中に所得というものが見事に組み込まれていますので、そういうものを含めて、これをどのように改革していくのかというのは、なかなか一筋縄ではいかないということを今年は痛感をしたと私は思っております。

しかし、方向としては、諸外国でもこういうことを既に実施していますから、できる限り我々も、このグローバル化時代における、いわゆる所得再配分機能をどのように高めていけるのかという一つの実験例といえますか、一つの試行錯誤を経ながら、進めていく第一歩を今年は踏み出したのではないかというふうに思っています。

○記者

今日、紙が配られたものは大綱に盛り込まれる決定事項という理解でよろしいですか。

○峰崎財務副大臣

はい、よろしゅうございます。

それでは、終わります。

[閉会]